



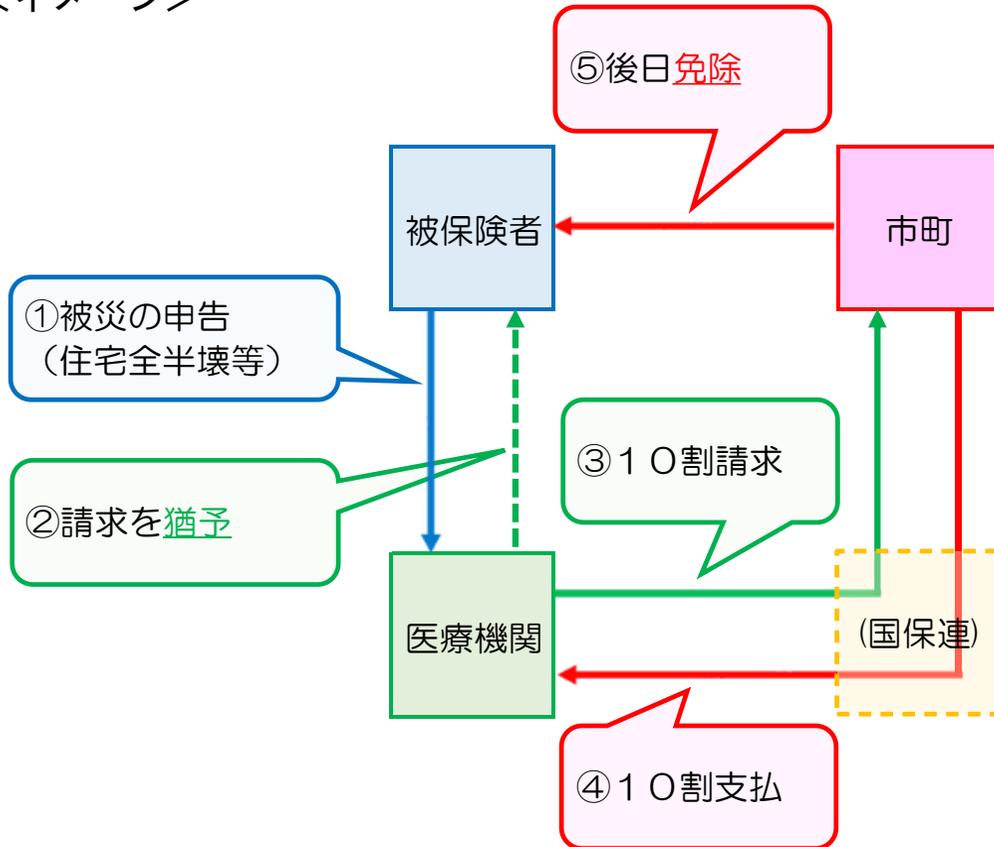
令和6年能登半島地震に係る 一部負担金及び保険料(税)の 免除等について



一部負担金(医療費の自己負担)の免除等に係る特例措置について

- 医療機関等の窓口で、被保険者が被災の申告(住宅全半壊等)した場合、一部負担金の支払が**猶予**される。
- その場合、医療機関等から保険者等に10割請求をする。
- 保険者等は、医療機関等に10割を支払い、**猶予分**について後日**免除**を行う。

<イメージ>



【免除対象者】

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ・主たる生計維持者の行方が不明である者
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

【国財政支援】

この措置に基づき**免除**した自治体の負担分について財政支援予定(10/10で検討中)

【措置の期間】

令和6年9月診療分まで

(延長如何は国が判断)

保険診療の流れ

【R6能登半島地震における一部負担金の猶予・免除】

(R6.1～9)

3

一部負担金

【能登震災】

後日、本当に全半壊等なのかを確認の上、

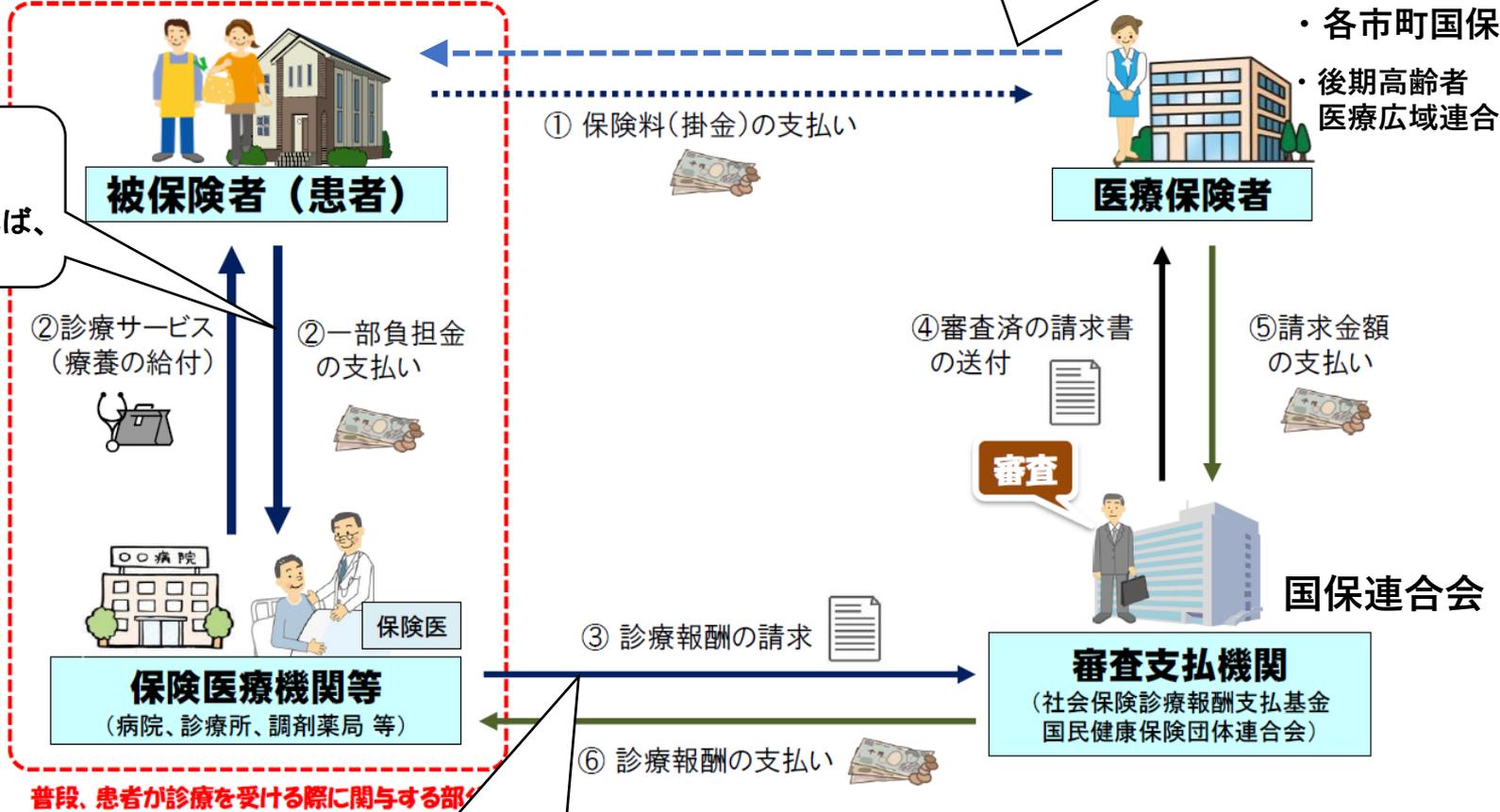
- ・そのとおり → 免除
- ・そうでない → 被保険者に[3割]を請求

1

一部負担金 [3割]

【能登震災】

全半壊等と申告すれば、
支払いを猶予



2

診療報酬の請求 のこり[7割]

【能登震災】

猶予した患者については[10割]を請求
(レセプトの特記事項に「災1」等記載)

令和6年能登半島地震に係る国保保険料(税)減免について

○ 国保保険料（税）減免に係る財政支援の取扱い

市町が下記要件を満たす国保保険料（税）減免を行った場合、財政支援が行われることとされている。

	今回の取扱い	原則
補助対象		
主たる生計維持者の死亡	○	×
主たる生計維持者が行方不明	○	○
事業収入等の減少	損失金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下
住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下
財政負担の要件	無し (3%未満でも可)	保険料(税)必要総額の3%以上

(補助割合) 減免額の10/10を支援することについて、厚労省において検討中。

(対象保険者) 災害救助法が適用された全市町

(期間) 令和6年度まで

○ 市町における保険料（税）減免の実施状況（※）

金沢市	実施中	珠洲市	実施中	かほく市	実施中	能登町	実施中
小松市	実施中	羽咋市	実施中	内灘町	実施中	穴水町	実施中
七尾市	実施中	白山市	実施中	志賀町	実施中	(災害救助法適用外地域)	
加賀市	実施中	能美市	実施中	宝達志水町	実施中	野々市市	実施中
輪島市	未実施（実施予定）	津幡町	実施中	中能登町	実施中	川北町	実施予定

※ 保険料（税）減免は、各市町が条例等に基づき行っているもので、国財政支援の基準と異なる基準で減免を行うことも可能。

過去の災害で被災した被保険者の減免に係る財政支援について

R6.3.19 主管課長会議 資料

○ 近年の主な自然災害における国民健康保険（後期高齢者医療）の特別措置状況（赤字の災害において特例的な全額財政支援を実施）

災害	発生日時	特定非常災害の指定	死者・行方不明者	負傷者	避難者	全半壊	窓口負担・保険料の減免に要する費用 についての特例的な財政支援	
							初年度 (下段：一部負担金の期間)	次年度 (下段：一部負担金の期間)
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	○ (H8.12月26日)	6,437人	43,792人	不明	260,000	全額財政支援 (約2ヶ月間)	全額財政支援 (10ヶ月間)
平成16年 新潟県中越地震	平成16年10月23日	○ (H16.11月17日)	68人	4,805人	不明	6,000	通常ルール	通常ルール
東日本大震災 (特定被災区域)	平成23年3月11日	○ (H23.3月13日)	22,233人	6,231人	73,349 (H23.3月5日)	402,748 [744,530]	全額財政支援 (約1年間)	全額財政支援 (9月末まで) ※避難指示区域等は現在も継続
平成28年熊本地震	平成28年4月14日	○ (H28.5月2日)	267人	2,804人	196,325人	43,399 [162,479]	全額財政支援 (約1年間)	通常ルールを拡充した 財政支援(9月末まで)
平成29年6月30日からの 梅雨前線に伴う大雨 及び平成29年台風第3号	平成29年6月30日 ～7月10日	—	44人	34人	1,314人	1,434 [2,319]	通常ルール	通常ルール
平成30年7月豪雨	平成30年6月28日 ～7月5日	○ (H30.7月4日)	271人 (R2.4月10日)	449人 (R2.4月10日)	27,620人 (H30.7月7日)	18,010 [28,469] (H31.1月9日)	全額財政支援 (約9ヶ月間)	全額財政支援 (6月末まで)
平成30年台風21号	平成30年9月4日 ～9月5日	—	14人 (H31.4月1日)	980人 (H31.4月1日)	25人 (H30.9月14日)	901 [707] (H31.4月1日)	通常ルール	通常ルール
平成30年 北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	—	42人 (H31.1月28日)	762人 (H31.1月28日)	965人 (H30.9月20日)	2,032 [8,463] ¹ (H31.1月28日)	通常ルール	通常ルール
令和元年台風第15号	令和元年9月8日 ～9月9日	—	3人 (R1.12月23日)	150人 (R1.12月5日)	1,128人 (R1.9月9日)	4,595 [72,279] (R1.12月23日)	全額財政支援 (約7ヶ月間)	全額財政支援 (8月末まで)
令和元年台風第19号	令和元年10月12日	○ (R1.10月18日)	101人 ² (R2.4月10日)	376人 ² (R2.4月10日)	135,212人 (R1.10月13日)	31,579 ² [64,993] ² (R2.4月10日)	全額財政支援 (約6ヶ月間)	全額財政支援 (9月末まで)
令和元年 10月25日からの大雨	令和元年10月25日	—	13人 (R1.1月10日)	8人 (R1.1月10日)	不明	1,679 [1,452] (R1.1月10日)	全額財政支援 (約6ヶ月間)	全額財政支援 (9月末まで)
令和2年7月豪雨	令和2年7月3日	○ (R2.7月14日)	86人 (R3.1月7日)	77人 (R3.1月7日)	3,287人 (R2.7月9日)	16,599 [10,474] (R3.1月7日)	全額財政支援 (約9ヶ月間)	全額財政支援 (6月末まで) + 通常ルールを拡充した 財政支援 (12月末まで)

※ () はその時点

※全半壊欄の[]書き数字は、一部破損、床上・床下浸水の数

1：床上・床下浸水は10月29日時点

2：10月25日からの大雨による被害状況を除く（出典）令和元・2年版防災白書（内閣府）及び各災害に係る被害状況取りまとめ報（内閣府）